

広島市規則第 56 号

令和 7 年 9 月 25 日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則（平成 27 年広島市規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「広島市阿戸認定こども園条例」を「広島市認定こども園条例」に、「広島市阿戸認定こども園」を「認定こども園」に改め、同条第 2 号中「広島市阿戸認定こども園条例」を「広島市認定こども園条例」に改める。

第 14 条を削る。

附 則

この規則中第 14 条を削る改正規定は公布の日から、第 5 条の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。